

議第 1 4 4 号

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年呉市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
付 則	付 則										
付則別表	付則別表										
1 旧下蒲刈町の区域	1 旧下蒲刈町の区域										
1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。	1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとに つき</td> <td style="text-align: right;">2 5 0 円</td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: right;">4 0 0 円</td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとに つき	2 5 0 円	くみ取り 1 回につき	4 0 0 円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとに つき</td> <td style="text-align: right;">2 5 4 円</td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: right;">4 0 7 円</td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとに つき	2 5 4 円	くみ取り 1 回につき	4 0 7 円		
1 8 リットルまでごとに つき	2 5 0 円										
くみ取り 1 回につき	4 0 0 円										
1 8 リットルまでごとに つき	2 5 4 円										
くみ取り 1 回につき	4 0 7 円										
2 旧川尻町の区域	2 旧川尻町の区域										
1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。	1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとに つき</td> <td style="text-align: right;">2 5 0 円</td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: right;">4 0 0 円</td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとに つき	2 5 0 円	くみ取り 1 回につき	4 0 0 円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとに つき</td> <td style="text-align: right;">2 5 4 円</td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: right;">4 0 7 円</td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとに つき	2 5 4 円	くみ取り 1 回につき	4 0 7 円		
1 8 リットルまでごとに つき	2 5 0 円										
くみ取り 1 回につき	4 0 0 円										
1 8 リットルまでごとに つき	2 5 4 円										
くみ取り 1 回につき	4 0 7 円										
3 旧音戸町の区域	3 旧音戸町の区域										
1 世帯又は 1 施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。	1 世帯又は 1 施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。										
(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）	(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">世帯者（1 歳未満の者を除く。） 1 人につき</td> <td style="width: 30%;">普通便槽</td> <td style="text-align: right;">月額 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>無臭便槽</td> <td style="text-align: right;">月額 5 0 0 円</td> </tr> </table>	世帯者（1 歳未満の者を除く。） 1 人につき	普通便槽	月額 5 0 0 円	無臭便槽	月額 5 0 0 円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">世帯者（1 歳未満の者を除く。） 1 人につき</td> <td style="width: 30%;">普通便槽</td> <td style="text-align: right;">月額 5 0 8 円</td> </tr> <tr> <td>無臭便槽</td> <td style="text-align: right;">月額 5 0 8 円</td> </tr> </table>	世帯者（1 歳未満の者を除く。） 1 人につき	普通便槽	月額 5 0 8 円	無臭便槽	月額 5 0 8 円
世帯者（1 歳未満の者を除く。） 1 人につき		普通便槽	月額 5 0 0 円								
	無臭便槽	月額 5 0 0 円									
世帯者（1 歳未満の者を除く。） 1 人につき	普通便槽	月額 5 0 8 円									
	無臭便槽	月額 5 0 8 円									

	市長が別に定める地域	月額 500 円
くみ取り 1 回につき	普通便槽	475円
	無臭便槽	778円
	市長が別に定める地域	1,080 円

備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。

- (2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗，一般家庭以外の施設（事務所，学校その他これらに類するもので，多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。）並びに市長が別に定める地域に適用する。）

18リットルまでごとにつき		250円
くみ取り 1 回につき	普通簡易水洗	400円
	無臭簡易水洗	778円
	一般家庭以外の施設	475円
	市長が別に定める地域	1,080 円

- (3) パイプ加算（パイプを使用してくみ取りを行うものに適用する。ただし，市長が別に定める地域には適用しない。）

くみ取り 1 回につき	313円
-------------	------

- (4) ホース加算（ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。）

くみ取り 1 回につき	30メートル以上100メートル未満	227円
	100メートル以上	335円
	市長が別に	335円

	市長が別に定める地域	月額 508 円
くみ取り 1 回につき	普通便槽	483円
	無臭便槽	792円
	市長が別に定める地域	1,100 円

備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。

- (2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗，一般家庭以外の施設（事務所，学校その他これらに類するもので，多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。）並びに市長が別に定める地域に適用する。）

18リットルまでごとにつき		254円
くみ取り 1 回につき	普通簡易水洗	407円
	無臭簡易水洗	792円
	一般家庭以外の施設	483円
	市長が別に定める地域	1,100 円

- (3) パイプ加算（パイプを使用してくみ取りを行うものに適用する。ただし，市長が別に定める地域には適用しない。）

くみ取り 1 回につき	318円
-------------	------

- (4) ホース加算（ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。）

くみ取り 1 回につき	30メートル以上100メートル未満	231円
	100メートル以上	341円
	市長が別に	341円

定める地域

4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額500円
くみ取り1回につき	540円

備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。

(2) 従量制（定額制を適用するものを除いたものに適用する。）

18リットルまでごとに つき	250円	
くみ取り1回につき	簡易水洗	400円
	簡易水洗以外	540円

(3) パイプ・ホース加算（パイプ又はホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。）

くみ取り1回につき、10メートルを超えて10メートルまでごとに	108円
---------------------------------	------

5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

18リットルまでごとに つき	250円
くみ取り1回につき	400円

6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の

定める地域

4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額508円
くみ取り1回につき	550円

備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。

(2) 従量制（定額制を適用するものを除いたものに適用する。）

18リットルまでごとに つき	254円	
くみ取り1回につき	簡易水洗	407円
	簡易水洗以外	550円

(3) パイプ・ホース加算（パイプ又はホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。）

くみ取り1回につき、10メートルを超えて10メートルまでごとに	110円
---------------------------------	------

5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の

端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに つき	250円
くみ取り1回につき	400円

7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 従量制(齋島地区以外の地区)

18リットルまでごとに つき	250円
くみ取り1回につき	400円

(2) 従量制(齋島地区)

18リットルまでごとに つき	277.2円
くみ取り1回につき	400円

(3) ホース加算(ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき、5 0メートルを超えて20 メートルまでごとに	51円
---	-----

8 旧豊町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとに つき	250円
くみ取り1回につき	400円

(2) ホース加算(ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき、5 0メートルを超えて20 メートルまでごとに	51円
---	-----

別表第2(第32条関係)

1 し尿

端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 従量制(齋島地区以外の地区)

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

(2) 従量制(齋島地区)

18リットルまでごとに つき	282円
くみ取り1回につき	407円

(3) ホース加算(ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき、5 0メートルを超えて20 メートルまでごとに	51円
---	-----

8 旧豊町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

(2) ホース加算(ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき、5 0メートルを超えて20 メートルまでごとに	51円
---	-----

別表第2(第32条関係)

1 し尿

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき600円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものを除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額500円
くみ取り1回につき	400円

備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとに	250円
くみ取り1回につき	400円

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき611円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものを除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額508円
くみ取り1回につき	407円

備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとに	254円
くみ取り1回につき	407円

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。